

農地法第3条許可申請に必要な書類

チェック

- 1.農地法第3条の規定による許可申請書 …… 1部
※申請者(両者)の印鑑が必要
- 2.登記簿謄本(許可を受けようとする農地 1筆ごと) …… 1部ずつ
※鹿児島地方法務局鹿屋支局で手数料が必要
- 3.譲受人(借人)の住民票謄本(世帯全員分) …… 1部(市役所市民課)
※市民課で手数料が必要
- 4.譲渡人(貸人)の住民票抄本(本人分のみ) …… 1部(市役所市民課)
※市民課で手数料が必要
- 5.位置図(5万分の1~1万分の1程度) …… 1部
※申請地を朱書
- 6.営農計画書 …… 1部(新規営農の場合)
※農地取得前の譲受人の耕作面積 30a以下の場合
- 7.契約書(賃貸借,使用貸借の場合)
※3部とも押印

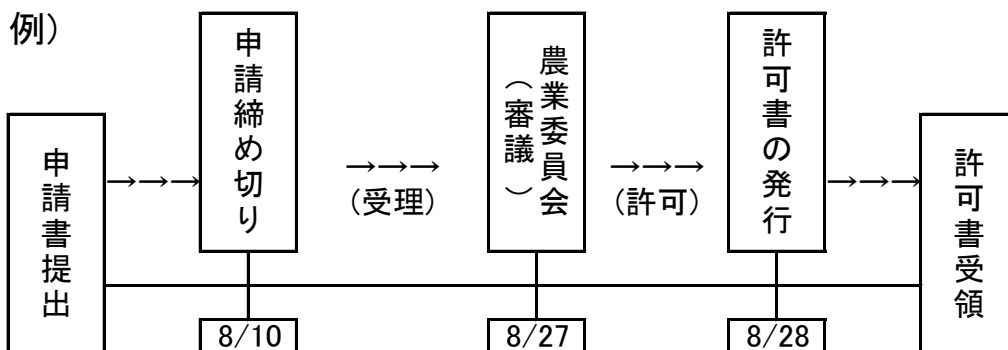
●申請から許可までの日程

申請の締め切り …… 毎月10日

農業委員会での審査 …… 毎月27日

許可書の発行 …… 毎月27日以降

※ 日程は、変更される場合があります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。



農地の売買・贈与・貸借等の許可（農地法第3条）

農地の売買・贈与・貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または県知事）の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、効力が生じないとされています。

○農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ①今回の申請地を含め、所有または借りている農地のすべてを効率的に利用して耕作すること（全部効率利用要件）
- ②今回の申請農地を含め、経営面積の合計が下限面積以上であること（下限面積要件）
- ③個人の場合は、申請者、世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ④法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）
- ⑤今回の申請農地の周辺の農地利用に悪影響を与えないこと（地域との調和要件）

※農業生産法人とは、農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的におこなわれないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。

垂水市農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

区 域	下限面積
垂水地区	30a
新城地区	20a
牛根地区	20a

設定理由

農地法で定められた基準（50a）が地域の実情に合わない判断されるため、設定区域内において設定しようとする面積未滿の農家数が、当該区域内農家総数のおおむね40%を下回らない面積を設定しました。

なお、下限面積については毎年検討することとしています。

垂水市農業委員会事務局

〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地

電話 代表 0994-32-1111 (232・233)

直通 0994-32-1205

F A X 0994-32-6625

Eメール nougyouinkai@city.tarumizu.lg.jp